

令和7年度  
特定教育・保育施設等の  
指導監査研修会

(新たに確認を受けた施設・事業所対象)

中部広域市町村圏事務組合   
広域連携課 教育保育指導監査係

# 目 次

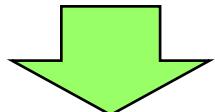
1 中部広域市町村圏事務組合とは .....	P.3
2 指導監査の種別(実施主体).....	P.4
3 子ども子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(確認監査)について.....	P.5 ~ 6
4 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査(施設監査)について.....	P.7 ~ 8
5 令和6年度 指導監査状況について	
(1) 確認監査の状況.....	P.9 ~ 11
(2) 施設監査の状況.....	P.12 ~ 14

6 制度説明について	
(1) 確認変更申請及び変更届について .....	P.15
(2) 運営規程、重要事項説明書について.....	P.16
(3) 代理受領通知について.....	P.17
(4) 職員配置基準について.....	P.18 ~ 20
(5) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について .....	P.21 ~ 22
(6) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について .....	P.23 ~ 25
7 指導監査の流れ.....	P.26
8 指導監査の重点項目について.....	P.27
9 指導監査調書等(提出書類)	
(1) 保育所・認定こども園・幼稚園 .....	P.28
(2) 小規模保育事業・事業所内保育事業.....	P.29

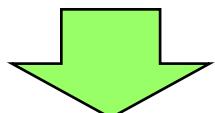
# 1 中部広域市町村圏事務組合とは



中部広域市町村圏事務組合は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村で構成する一部事務組合(特別地方公共団体)です。



一部事務組合とは、複数の地方公共団体(市町村など)が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する行政機関です。



共同して処理するメリットとしては、専門性の確保や体制の強化、指導内容の統一性などがあげられます。



## 2 指導監査の種別(実施主体)

子ども・子育て支援法(第14条、第38条、第50条)に基づく  
**確認監査**(概ね3年に1回)※

### 【主な監査内容】

- 利用定員に関する基準を満たしているか
- 運営に関する基準を満たしているか
- 給付費の算定基準、支給要件を満たしているか など

対象施設・事業所	実施主体
家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型事業	市町村 (中部広域市町村圏事務組合)
保育所	
認定こども園	
幼稚園(私学助成除く)	

児童福祉法(第34条の17)に基づく  
**施設監査**(1年に1回)

### 【主な監査内容】

- 保育環境の整備に関する事項
- 保育内容に関する事項
- 健康・安全・給食に関する事項 など

対象施設・事業所	実施主体
家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型事業	市町村 (中部広域市町村圏事務組合)
保育所	
認定こども園	
幼稚園(私学助成除く)	沖縄県

※確認監査の対象年度には、施設監査と確認監査を同時に実施します。

### 3 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(確認監査)について

#### ○目的

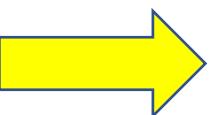
- ・特定教育・保育等の質の確保
- ・施設型給付費等の支給の適正化

#### ○実地指導の主な指導内容

- ・市町村が条例で定める運営に関する基準の遵守
- ・特定教育・保育等に要する費用算定基準等の遵守

#### ○指導監査の実施方法等

- ・集団指導（新たに確認を受けた施設等が対象）
- ・実地指導（概ね3年に1回程度）



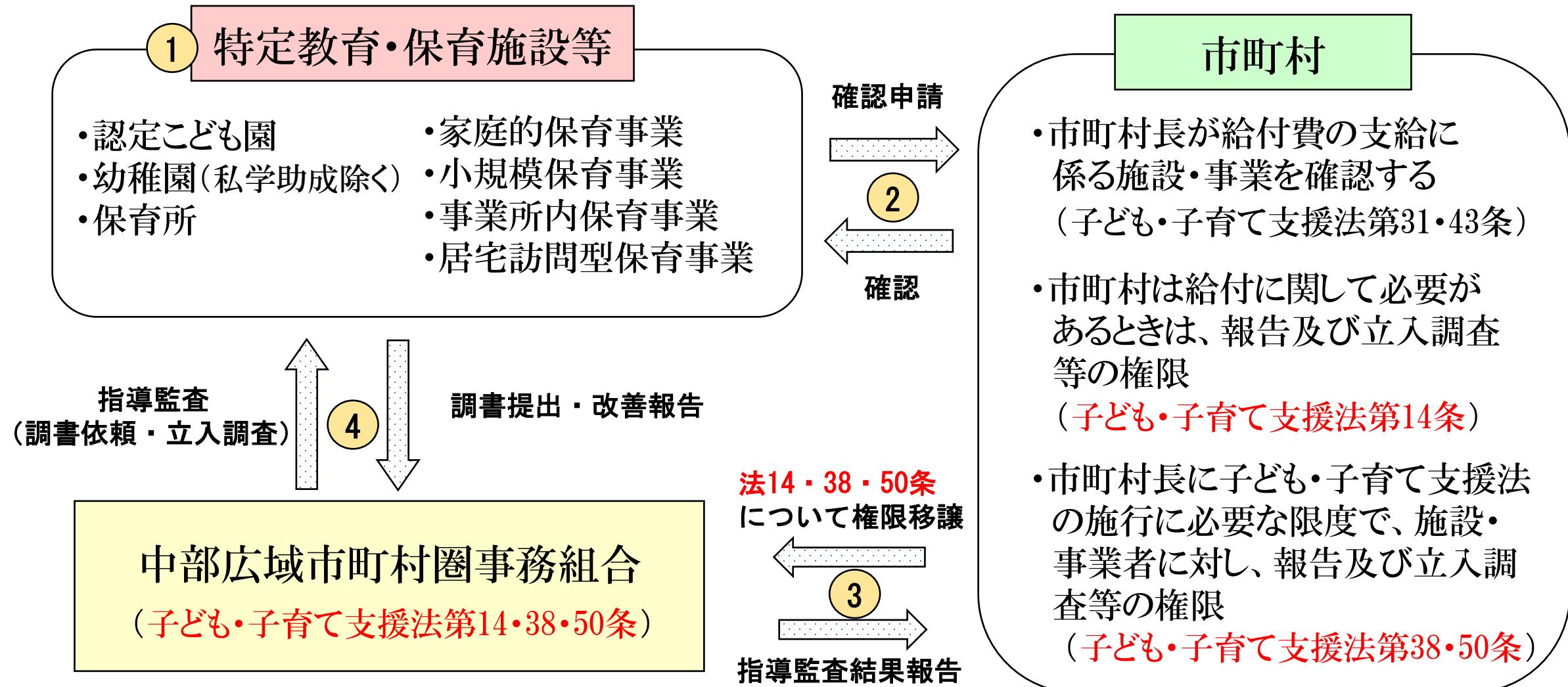
#### ・監査

- ①著しい運営基準違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ②給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

※特定教育・保育施設の実地指導については、施設監査を実施する県と同時に実施します。

※特定地域型保育事業者の実地指導については、施設監査（中部広域市町村圏事務組合が実施）と同時に実施します。

### 3 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(確認監査)について



# 4 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査(施設監査)について

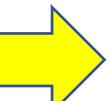
## ○目的

- 最低基準等の実施状況が適正に実施されているかを個別的に詳らかにし、必要な助言等を講じ、児童福祉施設の適正かつ円滑な実施の確保

## ○実地検査の主な指導内容

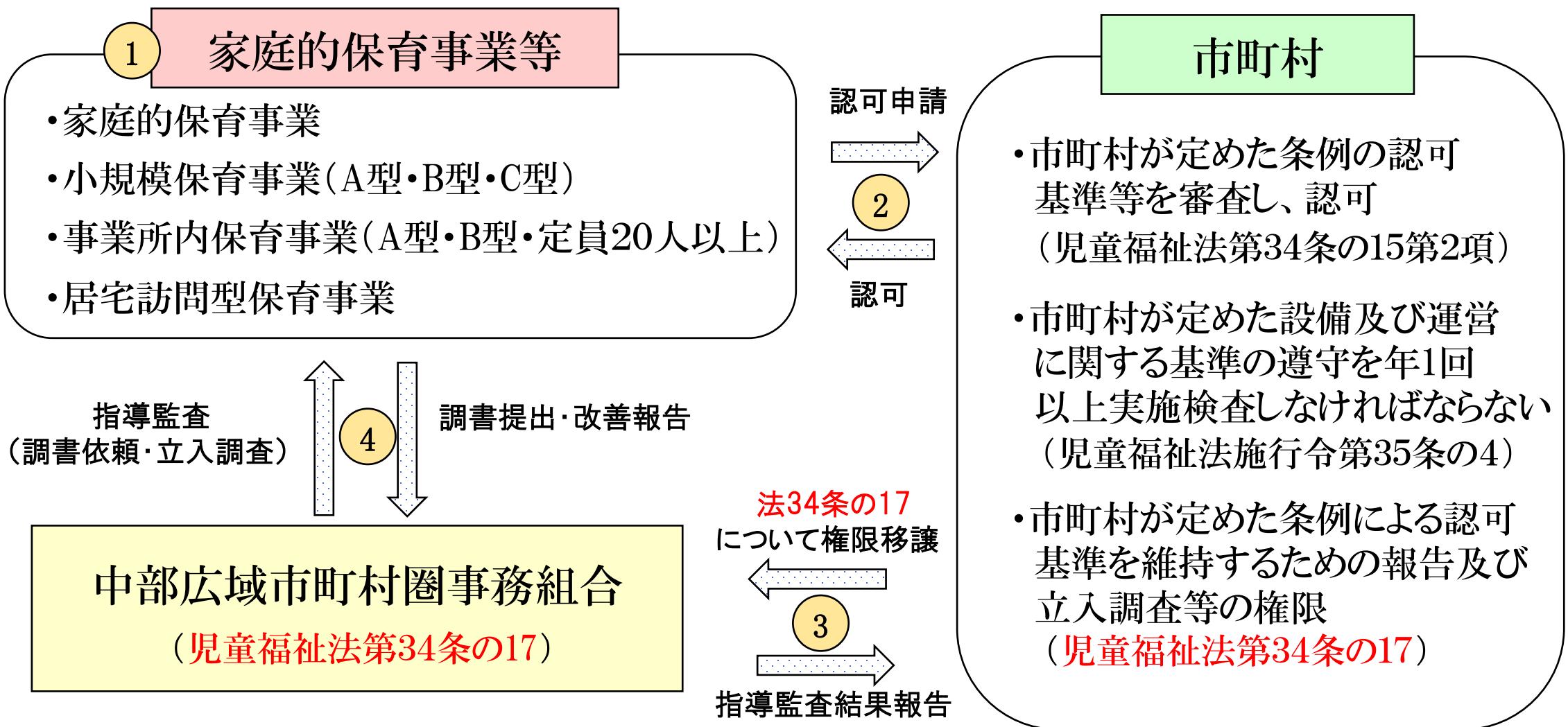
- 市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の遵守
- 保育所保育指針に準じた保育の実施

## ○指導監査の実施方法等

- 一般指導監査（年度ごとに1回以上）
- 特別指導監査（以下のいずれかに該当する場合）

- ①事業・施設運営に不正又は著しい不当があると疑われたとき
- ②基準に違反があると疑われたとき
- ③度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られないとき
- ④正当な理由なく、一般指導監査を拒否したとき

## 4 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査 (施設監査)について



# 5 令和6年度 指導監査状況について

## (1) 確認監査(確認制度に基づく指導監査)の状況

### ① 実地指導件数

	事業種名	指導件数
特定教育・保育施設	認定こども園	31 件
	幼稚園(私学助成除く)	2 件
	保育所	39 件
特定地域型保育事業	小規模保育事業	22 件
	事業所内保育事業	0 件
	家庭的保育事業	該当事業所なし
	居宅訪問型保育事業	該当事業所なし
	計	94 件

※令和6年度確認監査対象施設・事業所数 301件

### ② 指導状況

	件 数
文書指導のみ	1 件
文書指導と口頭指導	4 件
口頭指導のみ	60 件
指導なし	18 件
計	83 件

※指導状況の件数が実地指導件数より少ないのは、保育園の本園と分園一括して結果通知を行ったため。

※文書指導は、文書による改善報告を求めるもの。

※口頭指導は、指導するが文書による報告を求めるもの。

# 5 令和6年度 指導監査状況について

## (1) 確認監査(確認制度に基づく指導監査)の状況

### ③ 項目ごとの指導件数

項目	件数	項目	件数
ア 重要事項説明書の交付及び同意について	46件	キ 職員の確保について	12件
イ 運営規程について	41件	ク 委託費・給付費について	8件
ウ 処遇改善等加算Ⅱについて	19件	ケ 重要事項の掲示について	6件
エ 安全対策について	15件	コ 利用者負担額等の受領について	6件
オ 職員研修について	15件	サ その他	11件
カ 法定代理受領について	13件		-
合計			192件

※5件以上あったものを項目として表示。(5件未満はその他で集計)

# 5 令和6年度 指導監査状況について

## (1) **確認監査**（確認制度に基づく指導監査）の状況

### ④ 指導事項となった主な事例

文書指導内容	<p>重要事項説明書に記載すべき運営規程の概要（半数以上）が記載されていない。</p> <p>児童数に対して保育士現員数が基準配置保育士数を下回っている。</p>
口頭指導内容	重要事項説明書に記載すべき運営規程の概要（一部）が記載されていない。
	運営規程に定めるべき事項（一部）が定められていない又は修正を要する箇所がある。
	<ul style="list-style-type: none"><li>・処遇改善等加算Ⅱ支給対象者の年度途中退職等により、賃金改善不足が生じている。</li><li>・給与規程等に、処遇改善等加算Ⅱに関する内容が定められていない。</li><li>・処遇改善等加算Ⅱが、毎月の手当又は基本給（固定額）により支給されていない。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童虐待防止に関する研修が実施されていない。</li><li>・保育士以外の外部研修が受講されていない。</li></ul>
	法定代理受領額の通知が行われていない。
	施設長の出退勤記録（タイムカード等）が作成されていない。
	重要事項が園内に掲示されていない。
	現金による実費徴収を行った際に領収書を交付していない、領収書の控え（写し）を保管していない。

# 5 令和6年度 指導監査状況について

## (2) 施設監査(認可制度に基づく指導監査)の状況

### ① 実施指導件数

	事業種名	指導件数
家庭的保育事業等	小規模保育事業	71 件
	事業所内保育事業	12 件
	家庭的保育事業	該当事業所なし
	居宅訪問型保育事業	該当事業所なし
—	計	83 件

※令和6年度確認監査対象施設・事業所数 83件

### ② 指導状況

	件 数
文書指導のみ	0 件
文書指導と口頭指導	9 件
口頭指導のみ	65 件
指導なし	9 件
—	計 83 件

※文書指導は、文書による改善報告を求めるもの。  
※口頭指導は、指導するが文書による報告を求めないもの。

## 5 令和6年度 指導監査状況について

### (2) 施設監査(認可制度に基づく指導監査)の状況

#### ③ 項目ごとの指導件数

項目	件数	項目	件数
ア 食事について	39件	カ 健康診断について	23件
イ 職員の確保について	23件	キ 職員給与(処遇Ⅱ以外)について	19件
ウ 安全対策について	23件	ク 運営規程について	17件
エ 労務管理(職員給与以外)について	23件	ケ 職員研修について	8件
オ 処遇改善等加算Ⅱについて	23件	コ その他	14件
合計			212件

※5件以上あったものを項目として表示。(5件未満はその他で集計)

# 5 令和6年度 指導監査状況について

## (2) 施設監査(認可制度に基づく指導監査)の状況

### ④ 指導事項となった事例

文 書 指導内容	保存食について一部の原料が保存されておらず、また、必要量となる50gを満たしていない。 (3回目の指導)
	避難及び消火訓練が未実施の月がある。(3回目の指導)
	職員採用時の健康診断の実施又は採用前3月以内に実施した健康診断書の徴収が行われていなかった。(3回目の指導)
	保育士(保育従事者)の配置が不足している。
口 頭 指導内容	安全計画を策定していない。又は策定しているが保護者に対して取組の内容等について周知していない。
	短時間勤務労働者、有期雇用労働者の雇用契約書等に記載すべき事項(一部)が記載されていない。
	処遇改善等加算Ⅱの支給に必要となる内容が、給与規程等に定められていない。
	支給対象者の年度途中退職等により、賃金改善不足が生じている。
	利用乳幼児の内科・歯科・尿検査が年2回実施されていない。
	給与規程等に規定されておらず、根拠なしで支給されている手当がある。

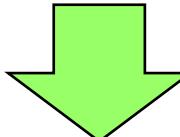
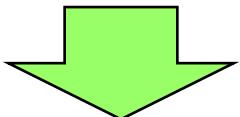
# 6 制度説明について

## (1) 確認変更申請及び変更届について

教育・保育施設、地域型保育事業所が給付費(委託費)を受けるには、市町村の確認(認定区分ごとの利用定員の設定、市町村が定める運営基準を満たす)を受ける必要がある。

### ●市町村への確認変更申請等が必要な事項

- |                                |                                       |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| ① 施設(事業所)の名称、種類及び設置の場所         | ⑥ 施設(事業所)の管理者の氏名など                    |
| ② 設置者の名称及び事務所の所在地、代表者の<br>氏名など | ⑦ 運営規程                                |
| ③ 設置者の定款及びその登記事項証明書など          | ⑧ 給付費の請求に関する事項                        |
| ④ 建物(事業所)の図面及び設備の概要            | ⑨ 役員の氏名など                             |
| ⑤ 子どもの区分ごとの利用する人数(利用定員)        | ⑩ 連携施設の名称など(小規模保育事<br>業などの地域型保育事業所のみ) |



**増員前**に確認変更申請が必要

### ○認可定員

→施設・事業所の設置に当たり、認可若しくは認定された定員

### ○利用定員

→認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認の際に設定する、給付費(委託費)の単価水準を決める定員

\*利用定員は認可定員に一致させることを基本とする。

確認を受けた内容のうち、**利用定員の減少**  
または**それ以外の内容**を変更する場合

利用定員の**減少** → **減少の3か月前まで**に変更届が必要  
それ以外の変更 → **変更後10日以内**に変更届が必要

\*それ以外の変更とは、運営規程、理事長又は園長、平面図等の変更をいう

※確認の変更申請・変更届は、**認可事項の変更申請**とは**別の書類**となります。

# 6 制度説明について

## (2) 運営規程、重要事項説明書について

重要事項説明書は施設・事業所の見やすい場所に掲示するとともに、HP等インターネット上(ここdeサーチでも可)で閲覧できるようにすることが求められます。

特定教育・保育施設(特定地域型保育事業者)は、教育・保育を提供するにあたって、**運営規程**を定めたうえで、保護者に對し、**重要事項説明書**を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。

### ●運営規程

※施設・事業者は、次に掲げる施設・事業所の運営についての重要事項に関する規程(**運営規程**)を定めておかなければなりません。

一 事業の目的及び運営の方針	五 保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	九 非常災害対策
二 提供する特定教育・保育(特定地域型保育)の内容	六 利用定員	十 虐待の防止のための措置に関する事項
三 職員の職種、員数及び職務の内容	七 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	十一 その他特定教育・保育施設(特定地域型保育事業)の運営に関する重要事項
四 特定教育・保育(特定地域型保育)の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ※1号認定の子どもの利用定員を定めている施設については、学期を含む。	八 緊急時等における対応方法	

【根拠規程】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府令第39号) 第20条、46条

※利用者にとってよりわかりやすい重要事項説明書となるよう、「運営規程の概要」は、運営規程に記載すべき11項目(上記のとおり)をすべて記載していただくようお願いします！！

### ●重要事項説明書

※教育・保育の提供に際しては、予め保護者に対し、次に掲げる事項を記した文書(**重要事項説明書**)を交付し、同意を得なければなりません。

一 運営規程の概要	三 職員の勤務体制	五 他の利用者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項
二 連携施設の種類、名称及び連携協力の概要(特定地域型保育事業者に限る。)	四 支払いを受ける費用に関する事項	

【根拠規程】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府令第39号) 第5条、38条

# 6 制度説明について

## (3) 代理受領通知(保育所を除く。)について

### 代理受領の通知

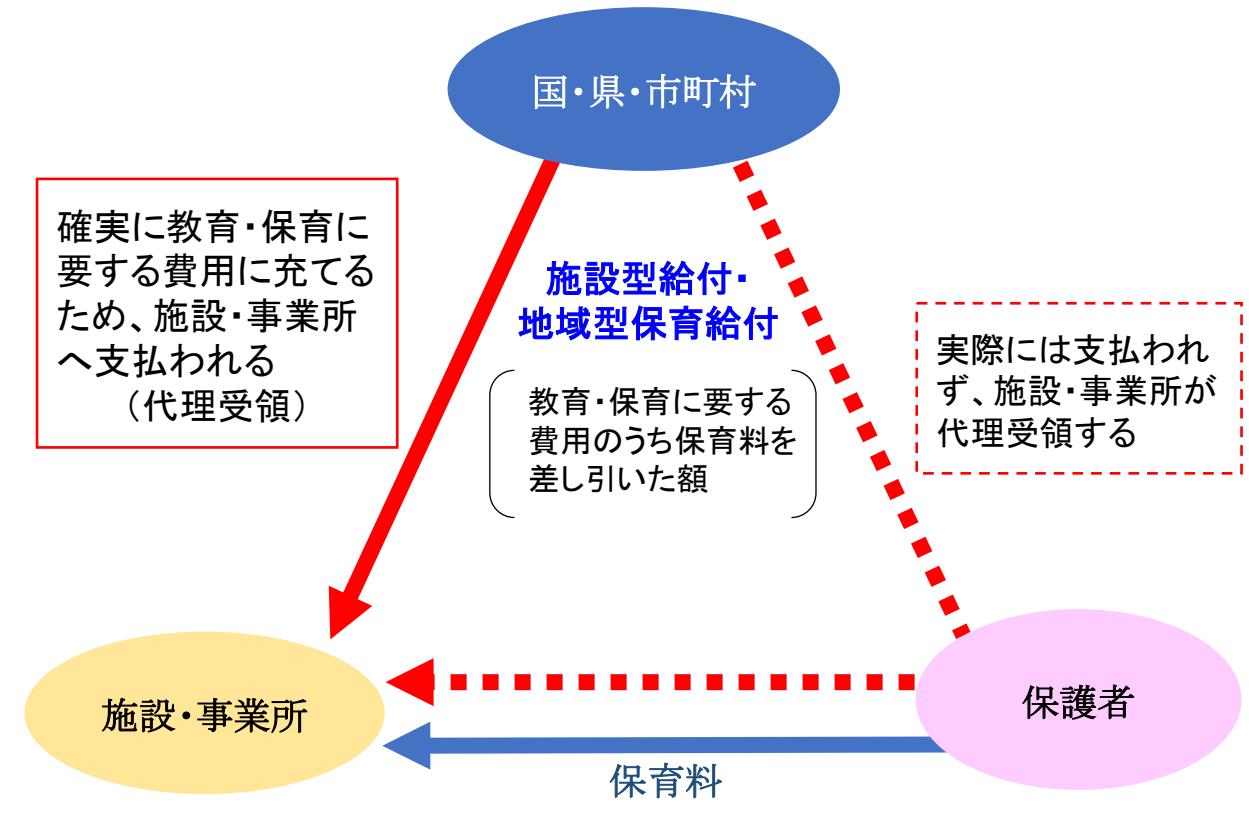
・市町村が条例で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、法定代理受領の額を保護者に通知するよう定めている。

### 通知方法

・園だより等を活用して、一括通知も可能。具体的な施設型給付費等の額を明示するほか、法定代理受領について利用者に周知をかけた上で、具体的な額については園に問合せしていただく方法などがある。

・毎月通知せず、公定価格の額が確定後に、1年分をまとめて通知すること也可。(卒園児や途中退園児に対しても通知する必要がある。)

### ※教育・保育に要する費用の流れ（保育所除く。）



### ※一般的な代理受領通知の流れ（保育所除く。）



# 6 制度説明について

## (4) 職員配置基準について

職員の配置人数については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、「通知」）に基づき、確認をしています。

例：認定こども園に必要な保育教諭等数

（0歳児6人、1歳児7人、2歳児7人、3歳児20人、4歳以上児30人の計70人の場合）

### i 保育教諭等の数

#### 年齢別配置基準

（配置加算が有る場合）

0歳児	$6 \div 3 = 2$ 人
1歳児	$7 \div 6 = 1.1$ 人
2歳児	$7 \div 6 = 1.1$ 人
3歳児	$20 \div 20 = 1$ 人
4歳以上児	$30 \div 30 = 1$ 人

$6 \div 3 = 2$ 人
$7 \div 5 = 1.4$ 人
$7 \div 6 = 1.1$ 人
$20 \div 15 = 1.3$ 人
$30 \div 25 = 1.2$ 人

計 保育教諭等 6人（※）

7人 · · 常勤専任

省令、認可条例による  
職員配置基準

（※）通知では、施設型給付費の基本部分には、上記の保育教諭等 6人に加え、

### ii

- 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の場合
- 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合
- 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭

常勤保育教諭 1人

常勤保育教諭 1人（非常勤講師可の場合あり）

常勤保育教諭 2人（うち1人は非常勤講師等で可）

結果、i 6人 + ii 4人 = 計10人（配置加算がある場合は11人）の保育教諭等の配置が必要となります。

※施設類型ごとに年齢別配置基準 i、公定価格の基本部分の配置基準 ii は異なりますのでご注意ください。

# 6 制度説明について

## (4) 職員配置基準について

※以下は、保育所型認定こども園運営調書(沖縄県様式)から抜粋した記載例です。

### ★職員配置状況と基準配置教育・保育従事者数のチェック

施設長	教育及び保育に従事する者											
	保育士資格・幼稚園教諭免許状あり			保育士資格のみ			幼稚園教諭免許状のみ					
	正規職員	代替	非正規	正規職員	代替	非正規	正規職員	代替	非正規			
1	2		1	6	(1)	14	1		1			

教育及び保育に従事する者		看護師・准看護師	主幹養護教諭	栄養教諭	調理員			その他（事務員等）		合計	
子育て支援員	小学校教諭				正規	非正規	正規職員	非正規	(再)栄養士		
<input checked="" type="checkbox"/> 正規	<input type="checkbox"/> 正規	<input type="checkbox"/> 正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> (再)栄養士	36				
<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規	<input type="checkbox"/> 非正規		
1	1	1	1		1	2	1	1	(1)	1	36

	1号	2・3号	計
0歳児		14	14
1歳児		41	41
2歳児		42	42
満3歳児	4		4
3歳児	11	22	33
4歳以上児	34	41	75
計	49	160	209

1歳児配置改善加算（必須チェック）	<input checked="" type="checkbox"/> なし・・・①欄
	<input type="checkbox"/> あり・・・②欄
3歳児配置改善加算（必須チェック）	<input type="checkbox"/> なし・・・3歳児X
	<input checked="" type="checkbox"/> あり・・・3歳児Y
4歳以上児配置改善加算（必須チェック）	<input checked="" type="checkbox"/> なし・・・4歳以上児X
	<input type="checkbox"/> あり・・・4歳以上児Y

・児童数入力必須  
・加算状況チェック必須

- A. 基準配置教育・保育従事者数： 25 人 (うち保育士 22 人)  
B. 教育・保育従事者現員数： 28 人 (うち保育士 26 人)  
C. 常勤換算教育及び保育従事者数： 28.0 人 (うち保育士 3.0 人)

施設型給付費の基本分単価における必要保育教諭等の数は、「合計 基準配置教員・保育従事者数」25人に「※基本部分」の主幹保育教諭等専任化の代替要員(非常勤講師等)1人を加えた26人。

### ★注意

※小学校教諭等のみなし保育士は、認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。  
(沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例附則第8項)

区分	①		②	
	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児
0歳児	4.6 人 ( 4.6 人 )	X	人 ( 人 )	
1歳児	6.8	Y	6.8	
2歳児	7 人 ( 7 人 )		人 ( 人 )	
満3歳児			人 ( 人 )	
3歳児	人 ( 人 )	X	人 ( 人 )	Y
4歳以上児	2.4 人 ( 1.4 人 )	X	人 ( 人 )	Y
上児	2.5 人 ( 1.3 人 )	X	人 ( 人 )	Y
小計	23 人 ( 21 人 )		人 ( 人 )	
	2・3号の利用定員90人以下		人 ( 人 )	
	主幹保育教諭等2人専任化の代 替要員のうち常勤		1 人 ( 人 )	
	保育標準時間認定こどもを受 入れる施設		1 人 ( 1 人 )	
	チーム保育加配加算		人 ( 人 )	
	学級編制調整加配加算		人 ( 人 )	
合計	25 人 ( 22 人 )		人 ( 人 )	
基準配置教員・保育従事者数				
※基本部分	主幹保育教諭等専任化の代替 要員(非常勤講師等)		1 人 ( 人 )	
※基本加算部分	講師配置加算(*) (非常勤講師等)		人 ( 人 )	
合計	26 人 ( 22 人 )		人 ( 人 )	

# 6 制度説明について

## (4) 職員配置基準について

※以下は、保育所型認定こども園運営調書(沖縄県様式)から抜粋した記載例です。

### ★時間帯における教育・保育従事者のチェック

#### (7) 時間帯による児童及び教育・保育従事者の状況

	平 日							土曜日							
	児童数						実配置教育・保育従事者数	基準配置数	児童数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
～ 開園							( )							( )	
開園～8:00	1	3	2	6	6	6	24	2	( )	2	2	2	1	2	1
8:00～9:00	4	5	7	10	10	12	48	5	(2)	5	3	3	3	4	3
9:00～12:00	6	6	8	20	20	10	70	13	(2)	7	4	4	6	6	3
12:00～13:00	6	6	8	20	20	10	70	13	(2)	7	4	4	6	6	3
13:00～14:00	6	6	8	20	20	10	70	13	(2)	7	4	4	6	6	3
14:00～16:00	6	6	8	20	20	10	70	13	(2)	7	4	4	6	6	3
16:00～17:00	6	6	8	20	20	10	70	8	(2)	7	4	4	6	6	3
17:00～18:00	2	4	4	13	15	10	48	5	( )	3	3	3	4	3	2
18:00～19:00	1	2	2	8	7	5	25	1	( )	2	1	1	2	1	5
19:00～閉園							( )								( )

#### <記入方法>

- 時間帯による児童数は、監査調書提出月前月の平均児童数（1号認定、2号（保育標準時間・保育短時間）認定を区別しない）を記入すること。
- 実配置教育・保育従事者数欄の（ ）には、みなし保育士（看護師、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員等）を再掲すること。

- 県認定こども園条例別表第1の1  
当該教育及び保育に従事する者、常時2人を下回ってはならないこと。

### ★注意①

平日

18:00～19:00の時間帯

土曜日

開園～8:00の時間帯において、教育・保育従事者が不足していることがわかる。

また、常時2人を下回ってはならないという要件を満たしていない。

### ★注意②

平日

8:00～9:00の時間帯

土曜日

17:00～18:00の時間帯において、みなし保育士の割合が3分の1以上となっている。

※職員の配置基準に関しては、シフト表における日毎の配置状況なども細かくチェックしています。

# 6 制度説明について

## (5) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

★施設型給付費等に係る処遇改善等加算について以下のようになりましたのでご確認ください。

### 1 目的

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額（以下「公定価格」という。）において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（区分1「基礎分」）。以下単に「区分1」という。）、職員の賃金の改善に要する費用（区分2「賃金改善分」）。以下単に「区分2」という。）、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用（区分3「質の向上分」）。以下単に「区分3」という。）を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資することとすること。

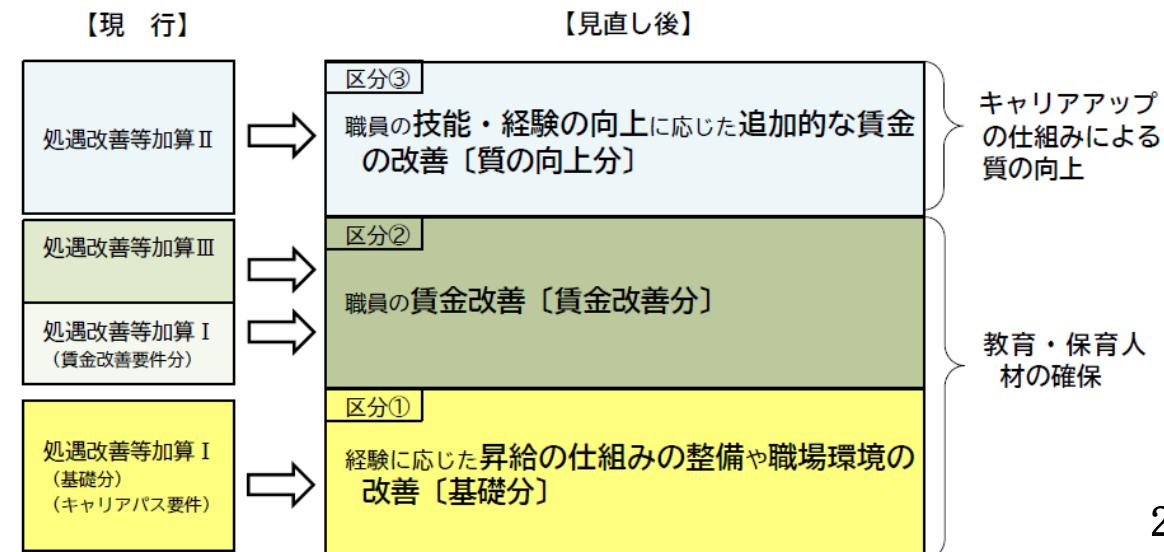
### 2 対象施設・事業所

特定教育・保育施設（都道府県又は市町村が設置するものを除く。）及び特定地域型保育事業所（都道府県又は市町村が運営するものは、告示の別表に定める加算率（c）に対応するものに限る。）（以下「施設・事業所」という。）とすること。

出典：令和7年4月11日付け「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」一部抜粋

主な変更点の概要について
処遇改善等加算として「区分1」、「区分2」「区分3」を設ける。
処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅲは、区分2として統合し、処遇改善等加算Ⅱは区分3として区分。
キャリアパス要件については、職場環境の改善という観点から1年間の経過措置を設けた上で、区分1の要件とする。

出典：第8回子ども・子育て支援等分科会（2024年12月19日）  
「処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について」一部抜粋



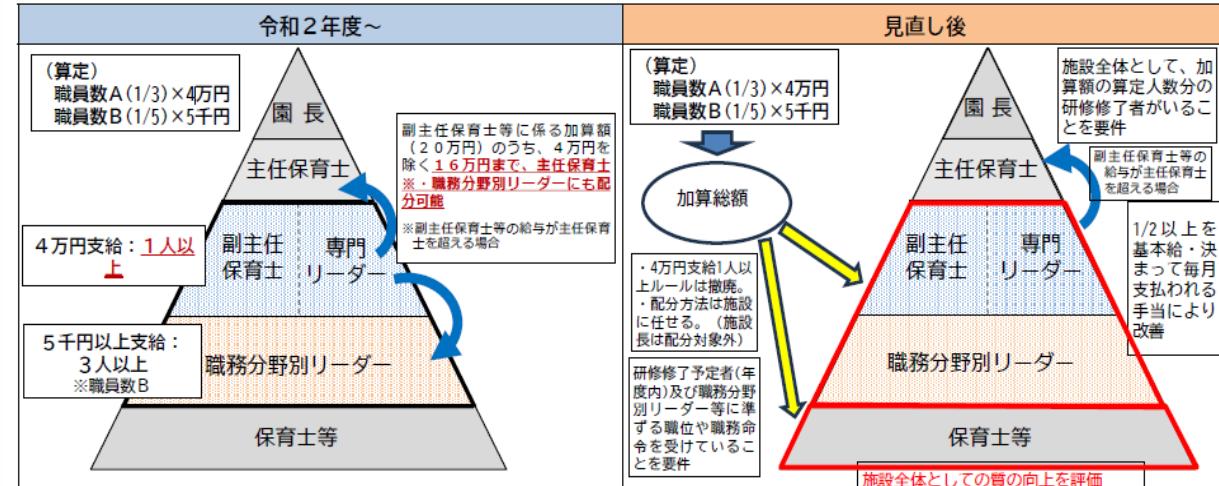
# 6 制度説明について

## (5) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

### 処遇改善等加算のチェックポイント

	現行	見直し後
配分対象者・配分方法(加算Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること②経験年数や研修の修了を要件</li> <li>4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることが要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件を満たす職員数が実際にいることを要件として、年度内に研修修了を予定している者であって、副主任保育士、専門リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。</li> <li>当該要件を撤廃し、一人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能。</li> </ul>
賃金改善(加算Ⅰ～Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>加算Ⅰ（賃金改善分）→基本給、手当、賞与又は一時金等により改善</li> <li>加算Ⅱ→基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善</li> <li>加算Ⅲ→2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善</li> </ul>	<p>「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する（賃金改善の方法を統一）。</p>

＜定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ＞※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）  
4万円の算定対象人数（職員数A）：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数（職員数B）：3人（一般職員数の1/5）



### 対象職員について

区分1・2	保育士、幼稚園教諭、事務職員、調理員、栄養士及びスクールバスの運転手等を含め、通常の教育・保育に従事するすべての職員（非常勤職員含む）が対象になります。
区分3	原則として、「副主任保育士等」及び「職務分野別リーダー等」上記に該当する場合には、事務職員、調理員、栄養士やスクールバスの運転手等、非常勤職員であっても、賃金の改善の対象とすることを妨げるものではありません。

出典：処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）第2版（令和7年5月23日時点版）

参考資料：処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）（第2版）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年4月 11日）

# 6 制度説明について

## (6) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について

★令和5年3月27日付け「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和7年3月25日最終改正)により、保育士を任命又は雇用しようとするときについてはデータベースの活用等が必要となっていきます。

### 児童福祉法関係規定

#### 第十八条の二十の四

国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

- 一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者
  - 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者
- ② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。

# 6 制度説明について

## (6) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について

### 保育士特定登録取消者管理システムの概要

- 児童福祉法の令和4年6月改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報をデータベース化。
- 施設・事業者等に対し、**保育士を任命・雇用しようとするときは同データベースを活用することを義務付け**。※在職中の保育士は活用の対象外

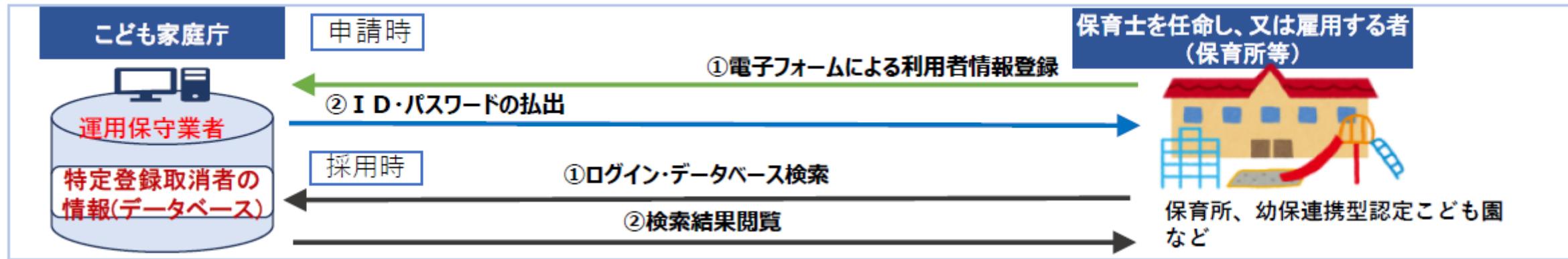
### 検索対象となる保育士の範囲について

- 「保育士」について
  - ・ 対象となる「保育士」は保育士（**保育士登録を受け、保育士の名称を用いて**、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者）として任命又は雇用される者とする。
- 「任命し、又は雇用する者」について
  - ・ 「保育士」として**任命し、又は雇用する施設・事業者をデータベース活用の対象**とする。  
※児童福祉法第18条の4に規定する「保育士」を置くこと等が法令上明らかであり、施設・事業所の所轄庁による**指導監督権限が及び、施設等ごとにIDの付与先が明確であるもの**に対しデータベース利用のIDを付与する。
  - ・ 機微な個人情報を扱うこととなるデータベースの特性に鑑み、各施設・事業者においてデータベースを活用できる者は、**施設又は法人の「採用責任者(※)」に限定する**。  
※「採用責任者」は、当該施設・事業所における**任命権者又は雇用主（任命権者等）**、もしくは任命権者等から**保育士の採用に関する権限を付与されている者**とする。

# 6 制度説明について

## (6) 保育士特定登録取消者管理システムの活用について

### 登録・検索等のイメージ図



### データベースの活用方法について

[システムHP:こども家庭庁保育士特定登録取消者管理システム](#)

- 施設・事業所の採用責任者は、保育士として「任命し、又は雇用しようとする者」のIDを付与されている施設・事業所は、「**氏名**及び**生年月日**」をデータベース上の情報と照合することにより、**特定登録取消者に該当するかどうかを確認**する。※ 特定登録取消者に該当する場合のみ、掲載情報が表示される。
- 登録取消し以降の改名等のケースも考えられることから、現在の氏名と**併せて旧姓や改名前の氏名（判明している場合）でもデータベースを検索する**ものとする。
- 特定登録取消者に該当することがデータベースにより判明した場合、**その情報を端緒として**、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、**十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う**必要がある。

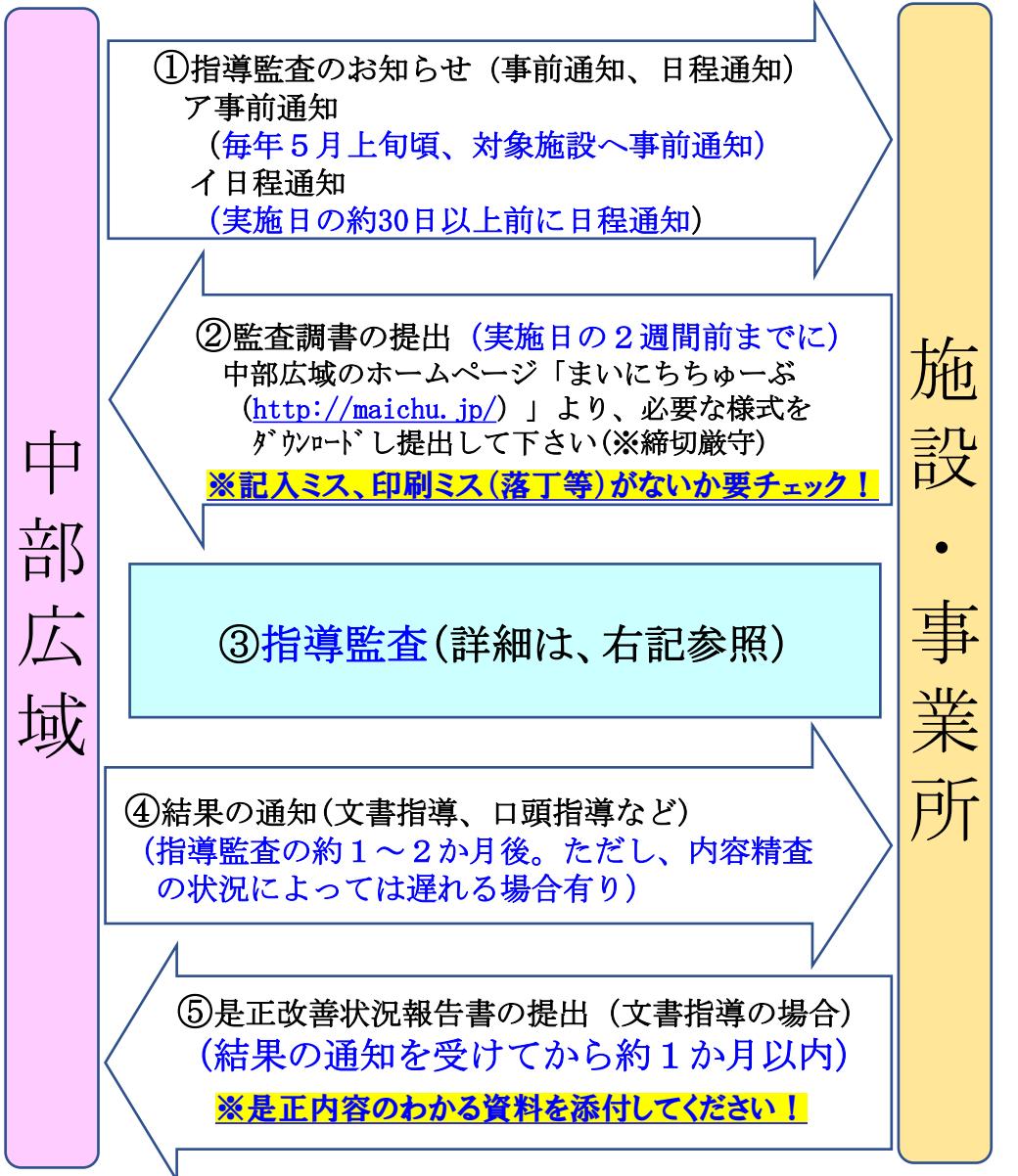
出典：保育士特定登録取消者管理システム概要（こども家庭庁成育局 成育基盤企画課）

参考資料：[保育士特定登録取消者管理システム説明会](#)

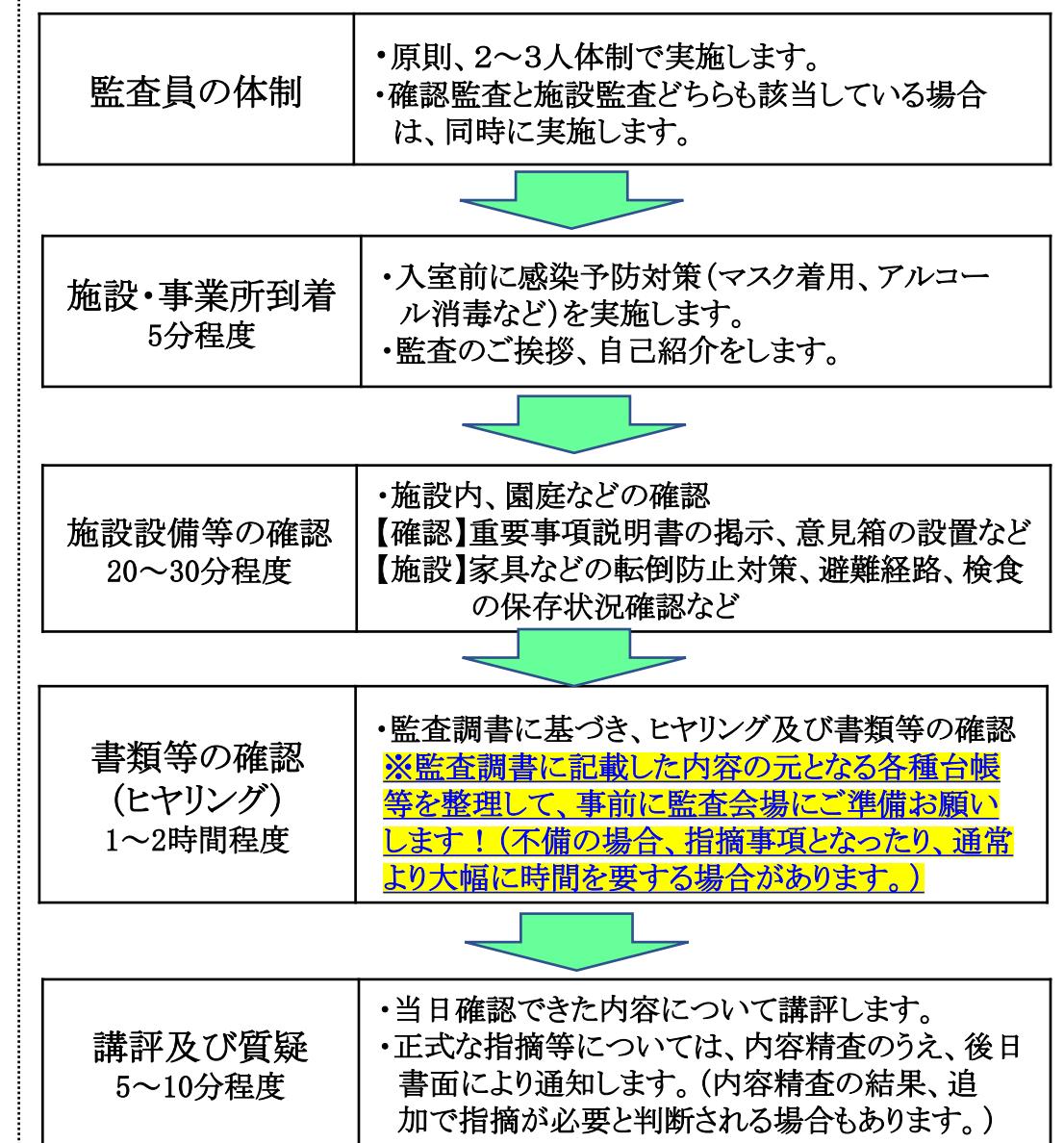
[保育士特定登録取消者管理システム概要\(こども家庭庁成育局 成育基盤企画課\)](#)

# 7 指導監査の流れについて

## (1)全体の流れ



## (2)指導監査(当日)の一般的な流れ



## 8 指導監査の重点項目について

### (1) 職員の配置状況の確認

- ・各施設・事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく配置となっているか
- ・各職員の当該特定教育・保育施設等の専任又は他の施設等との兼務の状況があるか
- ・兼務職員について、兼務する他の施設等の名称・所在地や、当該他の施設等での勤務の実態があるか

### (2) 処遇改善等加算Ⅱに係る諸手続き及び支給状況等の確認

- ・処遇改善等加算Ⅱの認定を受けた事業所について、副主任等に該当する職員に対し職務命令（発令や辞令交付）を行い、職位等に応じた賃金体系を就業規則や給与規程に定めているか
- ・処遇改善等加算Ⅱを適正に支給しているか（改善不足が生じていないか、対象職員には毎月の手当又は基本給により固定額を支給しているか等）

※新規施設・事業所については直近月の支給状況で確認を実施

#### 指導監査実施計画

- ・令和7年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画
- ・令和7年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

## 9 指導監査調書等(提出書類)について

### (1) 保育所・認定こども園・幼稚園

※中部広域が実施する指導監査では、以下の書類を提出していただいております。

種類	提出資料(確認監査)	注意事項
保育所	①「Ⅱ会計管理調書」【沖縄県様式】(※1) ②「Ⅲ保育所運営調書」【沖縄県様式】(※1) ③特定教育・保育施設の確認監査のための事前提出資料(保育所)(※2) ④監査調書添付資料(※3)	(※1)【沖縄県様式】と併記されている様式は、沖縄県が実施する保育所等指導監査調書と同じ様式です。沖縄県に提出する調書をコピーしてご提出ください。 沖縄県のホームページより、様式をダウンロードして利用ください。
保育所型 認定こども園	①「Ⅱ会計管理調書」【沖縄県様式】(※1) ②「Ⅲ-2保育所型認定こども園運営調書」【沖縄県様式】(※1) ③特定教育・保育施設の確認監査のための事前提出資料(認定こども園)(※2) ④監査調書添付資料(※3)	(※2)確認監査のための事前提出資料の提出に当たっては、保護者に交付する <b>重要事項説明書</b> 、監査調書提出月分の <b>給付費請求書</b> 、 <b>請求明細書</b> 、 <b>児童名簿(保育標準時間認定・保育短時間時間認定の区分わかるもの)</b> 及び <b>職員配置状況報告書の添付</b> をお願いします。
幼保連携型 認定こども園	①「I 施設運営調書」【沖縄県様式】(※1) ②特定教育・保育施設の確認監査のための事前提出資料(認定こども園)(※2) ③監査調書添付資料(※3)	また、認定こども園について、公認会計士又は監査法人の監査(外部監査)を受けている場合は <b>監査報告書</b> の添付をお願いします。
幼稚園型 認定こども園	①幼稚園型認定こども園の運営調書 ②特定教育・保育施設の確認監査のための事前提出資料(認定こども園)(※2) ③監査調書添付資料(※3)	(※3)中部広域ホームページより <b>「調書提出に関する留意事項」</b> をダウンロードし、必要な添付書類をご確認ください。
幼稚園	①幼稚園の運営調書 ②特定教育・保育施設の確認監査のための事前提出資料(幼稚園)(※2) ③監査調書添付資料(※3)	

#### 様式等ダウンロード先

【沖縄県様式】 [沖縄県ホームページ > 子育て・福祉・教育 > 一般福祉 > 社会福祉 > 指導・監査（社会福祉法人） > 指導監査調書様式（保育行政及び保育所）ダウンロードページ](#)

【中部広域様式】 [中部広域ホームページ（まいにち ちゅーぶ） > 特定教育・保育施設等の指導監査関連 > 監査調書提出に関するページ](#)

根拠法令等の改正や指導監査内容の精査などを目的に、**様式類は毎年改訂**していますので、前年度調書のコピー等をそのまま提出しないようお願いします。

また、調書等の作成は、施設・事業所における自主点検、自己チェックの役割も担っておりますので、その都度一から作成していただくよう、ご理解ご協力をお願いします。

## 9 指導監査調書等(提出書類)について

### (2) 小規模保育事業・事業所内保育事業

※中部広域が実施する指導監査では、以下の書類を提出していただいております。

種類	提出書類		注意事項
	確認監査・施設監査両方の場合	施設監査のみの場合	
小規模保育事業 A型	①小規模保育事業A型運営調書 ②特定地域型保育事業の確認監査のための事前提出資料(小規模保育事業)(※1) ③監査調書添付資料(※2)	①小規模保育事業A型運営調書(中部広域様式) ②監査調書添付資料(※2)	(※1)確認監査のための事前提出資料の提出に当たっては、保護者に交付する <u>重要事項説明書</u> 、監査調書提出月分の <u>給付費請求書</u> 、 <u>請求明細書</u> 、 <u>児童名簿(保育標準時間認定・保育短時間時間認定の区分わかるもの)</u> 及び <u>職員配置状況報告書の添付</u> をお願いします。
小規模保育事業 B型	①小規模保育事業B型運営調書 ②特定地域型保育事業の確認監査のための事前提出資料(小規模保育事業)(※1) ③監査調書添付資料(※2)	①小規模保育事業B型運営調書(中部広域様式) ②監査調書添付資料(※2)	(※2)中部広域ホームページより「 <u>調書提出に関する留意事項</u> 」をダウンロードし、必要な添付書類をご確認ください。
保育所型事業所 内保育事業	①保育所型事業所内保育事業運営調書 ②特定地域型保育事業の確認監査のための事前提出資料(事業所内保育事業)(※1) ③監査調書添付資料(※2)	①保育所型事業所内保育事業運営調書(中部広域様式) ②監査調書添付資料(※2)	
小規模型事業所 内保育事業	①小規模型事業所内保育事業運営調書 ②特定地域型保育事業の確認監査のための事前提出資料(事業所内保育事業)(※1) ③監査調書添付資料(※2)	①小規模型事業所内保育事業運営調書(中部広域様式) ②監査調書添付資料(※2)	

#### 様式等ダウンロード先

【沖縄県様式】 [沖縄県ホームページ > 子育て・福祉・教育 > 一般福祉 > 社会福祉 > 指導・監査（社会福祉法人） > 指導監査調書様式（保育行政及び保育所）](#) ダウンロードページ

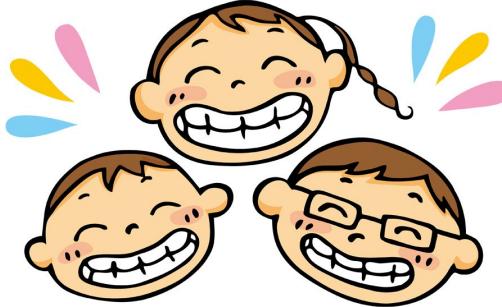
【中部広域様式】 [中部広域ホームページ（まいにち ちゅーぶ） > 特定教育・保育施設等の指導監査関連 > 監査調書提出に関するページ](#)

根拠法令等の改正や指導監査内容の精査などを目的に、様式類は毎年改訂していますので、前年度調書のコピー等をそのまま提出しないようお願いします。

また、調書等の作成は、施設・事業所における自主点検、自己チェックの役割も担っておりますので、その都度一から作成していただくよう、ご理解ご協力をお願いします。

結びに・・・

指導監査は、施設・事業所を厳しく取り締まるのが目的ではなく、



- ◆ 設備や運営に関する基準に沿った適正な運営が行われているか
- ◆ 子ども達の安全安心な保育環境が確保されているか
- ◆ 安心して子どもを預けられるよう保護者への説明責任が果たされているか
- ◆ そこで働く保育士（職員）の処遇は適正か（不当な扱いを受けていないか）

など、保育に関わる全ての方が笑顔になれるような、  
保育環境の整備や保育サービスの向上等を目的としておりますので、  
ご理解ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。



**ご清聴ありがとうございました！**